令和5年6月高浜市議会定例会会議録(第4号)

日 時 令和5年6月16日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 議案第40号 高浜市税条例の一部改正について

日程第2 議案第41号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

日程第3 議案第42号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第43号 高浜市子育て世帯支援給付金条例の制定について

日程第5 議案第44号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正について

日程第6 議案第45号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条

例の制定について

日程第7 議案第46号 事業契約の変更について

日程第8 議案第47号 令和5年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本	友	樹	2番	荒]]]	義	孝
3番	神谷	直	子	4番	杉	浦	康	憲
5番	野々山		啓	6番	今	原	ゆた	りわり
7番	福岡	里	香	8番	岡	田	公	作
9番	長谷川	広		10番	北	JII	広	人
11番	鈴木	勝	彦	12番	柴	口	征	寛
13番	倉 田	利	奈	14番	黒	Ш	美	克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市		長	吉	岡	初	浩
副	市	長	深	谷	直	弘
教	育	長	岡	本	竜	生

企. 画 部 長 木 村 忠 好 総合政策グループリーダー 榊 原 雅 彦 部 長 務 杉浦 崇 臣 財務グループリーダー 清水 健 市民部長 岡島 正明 市民窓口グループリーダー 芝田 啓 二 税務グループリーダー 尚志 西口 福 祉 部 長 磯 村 和 志 地域福祉グループリーダー 東條 光穂 介護障がいグループリーダー 都築真哉 福祉まるごと相談グループリーダー 野 口 真 樹 健康推進グループリーダー 中 川 幸紀 こども未来部長 磯村 順司 こども育成グループリーダー 板倉 宏幸 都市政策部長 睦彦 杉浦 土木グループリーダー 洋 己 清水 都市計画グループリーダー 村 松 靖 宣 山下浩二 防災防犯グループリーダー 上下水道グループリーダー 亀 井 勝彦 学校経営グループリーダー 内藤 克己 学校経営グループ主幹 小 嶋 俊 明

職務のため出席した議会事務局職員

 議会事務局長
 竹内正夫

 副主幹
 神谷直子

 主 蛮森本将史

議事の経過

○議長(杉浦康憲) 皆さん、おはようございます。本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、よろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長(杉浦康憲) ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦康憲) 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において、執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、 あらかじめ御了承お願いいたします。

○議長(杉浦康憲) 日程第1 議案第40号 高浜市税条例の一部改正について、総括質疑を行います。

12番、柴口征寛議員。

- ○12番(柴口征寛) 森林環境税について御説明いただいたんですが、その中で、1人当たり幾らかかっているかについて御説明がなかったかと思います。そのあたり、よろしくお願いいたします。
- ○議長(杉浦康憲) 税務グループ。
- ○税務G(西口尚志) 森林環境税につきましては、1人当たり年額1,000円かかるものでございます。
- ○議長(杉浦康憲) ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番(倉田利奈) 同じく第33条の9以下の森林環境税について御質問していきます。

今、年額1,000円が徴収されるということなので、本市における徴収税額の見込額というのを 教えていただきたいのと、あと、この森林環境税が市から一回全額国に渡って、そこから都道府 県とかあと市町村に配分されるのかなと思うんですけれども、その配分の基準と、それから本市 の取り込みの見込額というのを教えていただきたいと思います。

それから、この森林環境税なんですけれども、市が徴収する理由についても併せてお願いいたします。

それから、附則の第10条の2の、それから第10条の3、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の創設について、これもう少し、どういう条件のマンションであれば減額措置の対象になるかというのについても併せて教えていただきたいと思います。

それから、このマンションの固定資産税の減額措置、今回の創設、この背景についても併せて お願いいたします。

- ○議長(杉浦康憲) 税務グループ。
- ○税務G(西口尚志) 森林環境税の徴収見込額につきましては、住民税均等割納税義務者数が

約2万8,000人になりますので、2万8,000人に1,000円を乗じた2,800万円が徴収の見込額となっております。

それから、市が徴収する理由につきましては、森林環境税というのが国の税金、国税になるんですけれども、その徴収事務につきまして、国税の単独で徴収することにおいて国の事務が負担になることと、それから、市民税県民税と併せて徴収することで、円滑にその事務が遂行されるということがその意図となっております。

続いて、長寿命化のマンションの関係ですけれども、どのような条件かというところですけれども、こちらにつきましては、まず条件としましては、築20年以上の、それから10戸以上のマンションで、そのマンションの管理計画というものを自治体から認定を取得したものが対象とまずなります。

続いて、長寿命化工事、屋根防水工事、床防水、それから外壁塗装工事などを過去一度以上実施しておりまして、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに2回目、その工事を2回目以降実施したものが対象となります。

それから、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕の積立金が確保されていること、それから、その工事が完了後に3か月以内に市町村へ申請すること、あとは、その工事完了の翌年1月1日までに管理計画の認定を取得する、以上がその要件となっております。

それから、マンションの減額措置の制度の背景ですけれども、建築年数が相当経過したマンションにつきまして、そこにお住まいになられている高齢者の方に伴う負担力の、修繕積立金の負担力の低下や、それから近年の工事費の上昇により修繕の積立金が不足しておると。一方、長寿命化の工事が行われないと、外壁が剝がれたりとか廃墟化を招いて、居住者及びその周辺の住民の方へ大きな悪影響や、ひいては除却のために行政代執行に伴う多額の負担が自治体に生ずることが懸念される。その際に必要な修繕積立金を確保するために、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切な時期に実施する必要があると。その積立金の確保のために、そこの居住者の方々に対する固定資産税を減額をすることで積立金の確保ということで、そのマンションの管理組合とそれからそこにお住まいの方の間の修繕に関しての合意形成を後押しすると、そういったのが背景となっております。

○議長(杉浦康憲) 13番、倉田利奈議員。

○13番(倉田利奈) これ今おっしゃったように、高齢化により、高齢者が多いマンションでなかなか修繕費が出せない。それによってマンション自体の改修もできない。そうすると、住んでいる方の安心安全な住まいも確保できない。それから、修繕しないマンションが増えていくと、本当に今後自治体としても、見た目というか、あまりよろしくないようなマンションが増えて、景観的にもよろしくないと。

あまりにもちょっとこれ、今マンションについては問題がすごく全国的に顕著化しているとい うことで、このような措置がなされたと思うんですけれども、ただ、今この減額措置の対象とな るということでいろいろお話しいただきました。これをお聞きすると、本当にここまでできるマ ンションってなかなかないと思うんです。特に管理会社が入らないと、こうした減額の措置の対 象のような、積立金をちゃんと確保している、これぐらいならいいかもしれないんですけれども、 長寿命化工事を2回目を実施しているとか、あと管理計画を今、自治体から何か取得していない といけないとか、すごく厳しい条件が多いんですけれども、高浜市の場合、この減額措置の対象 についてどのように市民の方に周知をしていただいて、その上でどう、相談とかあった場合、対 応されていくのかというところを具体的に教えていただきたいと思います。

- ○議長(杉浦康憲) 税務グループ。
- ○税務G(西口尚志) この軽減措置の周知につきましては、ホームページなどで周知を図って いくことを検討していきます。

[「答弁漏れです」と呼ぶ者あり]

- ○議長(杉浦康憲) 都市計画グループ。
- ○都市計画G(村松靖宣) マンション管理計画の策定につきましては、今年度、計画のほうを お示しのほう、市のほうとしてさせていただきたいと思います。

各マンションの管理組合さんにつきましては、市のホームページですとか組合のほうにこうい った計画のほうの周知をさせていただきまして、この制度の活用をしていただくようにお話のほ うを進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長(杉浦康憲) ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長(杉浦康憲) 質疑もないようですので、これをもって議案第40号の質疑を終結いたしま す。

ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第36条第1項の規定により、 議案付託表のとおり総務建設委員会に付託いたします。

○議長(杉浦康憲) 日程第2 議案第41号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総括 質疑を行います。

議案第41号については質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。 ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第36条第1項の規定により、 議案付託表のとおり総務建設委員会に付託いたします。

○議長(杉浦康憲) 日程第3 議案第42号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、

総括質疑を行います。

12番、柴口征寛議員。

○12番(柴口征寛) 課税限度額の改定で、年間所得が幾ら以上で課税限度額に達するか、現行と改正案についてそれぞれお願いしたいのと、あと、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の2万円引上げに伴って、それによって何人影響を受けるのか、まずこの2点をお願いします。 ○議長(杉浦康憲) 市民窓口グループ。

○市民窓口G(芝田啓二) 今回の限度額の引上げということで、所得の関係で幾らで限度額に達するかというところでございますが、今回につきましては、厚労省の試算でございますけれども、平均的な保険料で給与所得が約960万円で限度額に当たるということでございます。

続きまして、2万円の引上げによって影響するところでございますが、まず、限度額が現状20万円から22万円に引き上げることで影響される方が18世帯、影響額としては21万5,634円となります。その他に、既に支援金の算定額が22万円以上の方が61世帯で、影響額は122万円、全体といたしまして79世帯、影響額は143万5,634円と試算をいたしております。

以上でございます。

○議長(杉浦康憲) 12番、柴口征寛議員。

○12番(柴口征寛) 先ほど課税限度額に達する所得額が960万円とあったんですが、現行が今どれだけで改正後どれだけでと聞いたんですけれども、この960万円は改正後かと思いますが、現行についてお聞かせいただきたいのと、あと今回、軽減判定所得の基準額の見直しで、この引上げによって、5割、2割、それぞれ何世帯何名が対象となるか。そして、この軽減の拡大で7割が今回入っていないその理由についてお聞かせください。

○議長(杉浦康憲) 市民窓口グループ。

○市民窓口G(芝田啓二) すみません、昨年度の限度額に係る部分、ちょっと今、手元に資料がないので申し訳ございません。

続きまして、引上げの影響のところでございます。

まず大前提といたしまして、今回の軽減判定所得の引上げの部分で国の考え方を御説明させていただきます。経済動向等を踏まえた軽減判定所得基準の引上げは、生活水準が変わらなければ引き続き軽減対象とする見直しであるため、対象者の拡大は意図しておらず、新たな公費財源の必要はないことを前提といたしております。

それを踏まえまして、御質問の5割軽減のまず基礎課税分、医療分と支援分の5割軽減の対象になる方でございます。現状の443世帯から7世帯増の450世帯へ、同様に2割軽減の対象者の方は、371世帯から20世帯増えまして391世帯となる見込みでございます。

次に、介護分の5割軽減の対象者は、236世帯から2世帯増えまして238世帯となる見込みでございます。介護分の2割軽減の方は、159世帯から19世帯増えまして178世帯ということでござい

ます。

あと、7割軽減がなぜないかというところでございますけれども、比較的に物価上昇の影響がありますけれども、影響は少ないと考えられるものでございます。前回の令和2年度に同じく軽減判定所得の引上げがありましたけれども、そのときも現状と同じように5割軽減と2割軽減の方が引上げということになっております。

○議長(杉浦康憲) 市民部長。

○市民部長(岡島正明) 先ほどの変更前と変更後の所得の話ですが、基本的に後期高齢者支援金分というくくりで算定しておりまして、引上げ前は、家族4人、両親と子供2人という前提でいきますと、総所得金額が833万円ぐらいで前はなっていたんですけれども、この引上げによりまして、937万円がその上限に引っかかってくるという所得になります。

○議長(杉浦康憲) ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番(倉田利奈) ずっと今、議論をお聞きしておいて、先ほど市民窓口グループリーダーが おっしゃったことが、いわゆる国の方針になるのかなと思うんですけれども、これ国のどこでど のような議論をして引上げが決まったのかというところを教えていただきたいのと、あともう、 ちょっとこれは確認も込めてもう一度説明いただきたいんですけれども、この課税限度額という 制度の設けられた目的というか狙いについてもここで御説明いただければと思います。

それから、この国民健康保険税って先ほどからお話があるように医療分と支援金分と介護分が ありますけれども、今回はなぜこの後期高齢者の支援金分を2万円引き上げることになったのか についても御説明いただけたらと思います。

それから、今この後期高齢者の支援金分、これにつきまして、課税額の計算方法というのは各市によって異なるのかどうか、それから上限額も各市によって異なるのかどうかについても教えていただきたいと思います。

それから、先ほど幾らというお話を部長のほうからいただいたんですけれども、後期高齢者支援金分の国民健康保険税の計算方法についても教えてください。

- ○議長(杉浦康憲) 市民窓口グループ。
- ○市民窓口G(芝田啓二) まず、今こういったことが検討されたところでございます。

国のほうでは、5割軽減と2割軽減の基準額は、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、法令上のルールはないものの、経済動向を踏まえて見直す慣例がございまして、見直しの幅は政府が消費者物価等を総合的に勘案して決めておるものでございます。

次に、目的でございますが、目的につきましては、高所得者に御負担をいただくことで中間所 得層の負担軽減を図ることが主な目的でございます。個々でちょっと具体的になぜだということ はないんですけれども、国の通知のほうから改正の内容ということで、支援金に係る課税限度額 を20万円から22万円に引き上げるということで通知が来てございます。

2万円の引上げですけれども、基本的には各市さん同様に引上げを行っておるという状況でございます。基本的にこの近隣市は皆さん引上げで、同様でございます。

後期高齢の支援金の計算でございますけれども、基本的には応能分ということで、税率が、所得割の税率が1.93、均等割が保険者1人について9,900円、平等割につきましては基本的に7,800円という形になってございます。

- ○議長(杉浦康憲) 市民部長。
- ○市民部長(岡島正明) ちょっと少し補足させていただきます。

先ほど2万円引き上げることになった理由ということでございますが、課税限度額を引き上げる場合は、被用者保険、サラリーマンとか公務員が入っているような保険の法定ルールとして、 上限に達する人が0.5から1.5になるようにという中で運用されております。

ですので、このような中で、この後期高齢者支援金分の限度額の超過世帯割合が令和5年度に 2.55%と大幅に上昇する見込みということであったことから、この部分について2万円の引上げ を決めたということでございます。

あと、課税限度額の計算方法と上限をどういうふうに、市によって異なるのかということでございますが、国民健康保険税は市町村ごとに課税額の計算方法は異なります。課税限度額については、国が一律に決めておるというところでございます。

○議長(杉浦康憲) ほかに。

[発言する者なし]

○議長(杉浦康憲) 質疑もないようですので、これをもって議案第42号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第36条第1項の規定により、 議案付託表のとおり総務建設委員会に付託いたします。

○議長(杉浦康憲) 日程第4 議案第43号 高浜市子育て世帯支援給付金条例の制定について、 総括質疑を行います。

3番、神谷直子議員。

○3番(神谷直子) この議案、子育て世帯に給付金を支給する条例ですけれども、これコロナ 給付金を使うと聞いておりますが、なぜ今この子育て世帯に給付なのか教えてください。

あと、給付の時期が11月となっていますけれども、これもう少し早くならないのかも教えてください。

- ○議長(杉浦康憲) こども育成グループ。
- ○こども育成G(板倉宏幸) 議員御質問のとおり、今回の支給事業の給付金の原資となる約

9,000万円は、地方創生臨時交付金を充てることを予定しております。当交付金は、昨年度末に同じく約9,000万円の通知があり、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、必要な支援をきめ細やかに実施できるように交付されるものでございます。

なぜ子育て世帯にしたのかということでございますが、この交付の目的を効果的に達成するために、昨年度と同様に食費等の物価高騰等による経済的な影響から、子育て世帯の生活の安定を図るため、子育て世帯支援給付金を支給する方針としたものでございます。

また、11月の支給を早められないかという御質問でございますけれども、やはりこちらは5万円給付、前回の5万円給付の場合は、令和4年度の支給対象者に対して支給する等の、昨年作成したデータ等の活用をすることによって迅速な支給ということが可能になりますが、こちらの独自給付につきましては、新たにちょっとプログラムのほうの開発も行いながら、一から構築した上で、対象者をきちんと把握した上で支給をするものでございますので、予定としては11月の上旬に支給をするような形で今進めさせていただいております。

○議長(杉浦康憲) ほかに。

[発言する者なし]

○議長(杉浦康憲) 質疑もないようですので、これをもって議案第43号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第36条第1項の規定により、 議案付託表のとおり福祉文教委員会に付託いたします。

○議長(杉浦康憲) 日程第5 議案第44号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について、総括質疑を行います。

なお、この議案第44号については質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結い たします。

ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第36条第1項の規定により、 議案付託表のとおり福祉文教委員会に付託いたします。

○議長(杉浦康憲) 日程第6 議案第45号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の制定について、総括質疑を行います。

3番、神谷直子議員。

- ○3番(神谷直子) この第45号も、なぜ今この議案が上がってきているのかということと、このいじめに対して学校で今何かが起こっているのでしょうか、教えてください。
- ○議長(杉浦康憲) 学校経営グループ。
- ○学校経営G主幹(小嶋俊明) 本市では、高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ

問題調査委員会について、平成27年より要綱により組織を設置しております。

今年に入り、教育委員会に保護者のほうから申出があり、市内学校において、いじめ防止対策 推進法第28条に規定する重大事態に該当する事案があったと教育委員会は判断いたしました。そ のため、要綱に基づく現行のいじめの防止等に係る組織でも対応はできますが、それを条例に位 置づけることで、より客観性、第三者性を高め、いじめ防止等の対策を実効的に行う体制とする 必要があると考え、今回条例を制定させていただくものです。

今後は条例設置の附属機関として、高浜市いじめ問題対策委員会において事案の内容を調査するとともに、いじめ防止などの対策に生かしていきたいと考えております。

○議長(杉浦康憲) ほかに。

[発言する者なし]

○議長(杉浦康憲) 質疑もないようですので、これをもって議案第45号の質疑を終結いたします。

この議案第45号については、会議規則第36条第1項の規定により、議案付託表のとおり福祉文 教委員会に付託をいたします。

○議長(杉浦康憲) 日程第7 議案第46号 事業契約の変更について、総括質疑を行います。 なお、議案第46号については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第36条第1項の規定により、 議案付託表のとおり福祉文教委員会に付託いたします。

○議長(杉浦康憲) 日程第8 議案第47号 令和5年度高浜市一般会計補正予算(第2回)についてを議題といたします。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款、項、目、節をお示しいただくようお願いいた します。

13番、倉田利奈議員。

- ○13番(倉田利奈) 歳入で18款1項1目、それからもう一個、財政調整基金の繰入金、それから同時に同じく18款1項1目の公共施設等整備基金の繰入金、これ今議会後、それぞれこの繰入れによって、それぞれ幾らになるのかというのを金額しっかりお示しいただきたいと思います。お願いいたします。
- ○議長(杉浦康憲) 財務グループ。
- ○財務G(清水 健) お配りしてあります令和5年度6月補正予算の概要にも記載はさせていただいておりますが、今回の補正後の財政調整基金の残高は約10億5,000万円で、公共施設等整備基金の残高は約2億5,000万円となります。

○議長(杉浦康憲) ほかに。

10番、北川広人議員。

○10番(北川広人) まず、主要・新規事業等の概要のナンバー1でありますけれども、地域医療介護総合確保基金事業、この事業の内容を少し詳しく教えていただきたいのと、それから、これは法人がもう既に決定されていると思いますけれども、その決定に至る経緯、さらには市内の今、認知症グループホームの現状、そういったものを踏まえたところをお話を伺いたいと思います。

○議長(杉浦康憲) 介護障がいグループ。

○介護障がいG(都築真哉) まず、本事業でございますが、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症グループホームの受皿を増やすために、市内で認知症グループホームを新たに開設する事業者に対しまして、愛知県の補助制度を活用して介護施設等整備事業費補助金を交付する事業でございます。

補助対象として予定している事業者でございますが、昨年度、高浜市認知症対応型共同生活介護事業者募集要項により募集をいたしまして、令和5年2月24日付で決定をしております株式会社福寿へ紬という新規法人でございます。

この法人の決定につきましては、募集要項では、認知症対応型共同生活介護1か所、定員18人、 2ユニットのものを令和5年度末までに整備し開設できるという条件で募集を、その他ございま すが、しております。

事業者の選定に当たりましては、応募事業者の提出書類、それからヒアリングを高浜市認知症 対応型共同生活介護サービス事業者選定委員会を開催をして行いまして、選定をいたしました。 この選定では、事前に提出された提案書による書類審査とプレゼンテーションの内容を基に採点 を5名の選定委員で行いまして、応募のありました1事業者について各委員の採点結果を取りま とめたところ、150点満点中108.4点でございまして、評価項目合計得点及び各評価項目の得点の 割合が6割以上という選定基準を満たすことから、決定をしたものでございます。

認知症グループホームの現状でございますが、現在は市内2か所のグループホームがございまして、社会福祉法人高浜市社会福祉協議会が運営をしておりますが、グループホームあ・うんで定員6人、グループホームあっぽで定員9人の2ユニット18人ということで、合わせて24人の定員となっております。利用できるのが、地域密着型サービスということで市内の方に限られておりまして、退所者がありますと、空きができると次に待っていられる方が入られてということで、おおむね常時いっぱいのような状況となっております。

現状、直近で確認をしましたところ、6月8日現在、利用の御相談のある方というのが把握している限りで合計17名お見えになりまして、あ・うんのほうで8人、あっぽのほうで15人、うち6人は両方を御希望になっておられますので合わせて17という計算で、常にそういった御相談が

あるような状況でございます。

今回、この新たなグループホームができますと、市内の認知症グループホームの定員というのは42人となりまして、御相談をいただきましても、よりスムーズな受入れが可能となると考えております。

- ○議長(杉浦康憲) 10番、北川広人議員。
- ○10番(北川広人) ありがとうございます。

新たな法人ということで、社会福祉法人ではなくて株式会社ということなんですけれども、これは何か事情があるのかよく分かりませんけれども、答えられる範囲がもしあればお聞かせをいただければありがたいなというところと、それから、どちらかいうと地域密着型というのは先ほど今答弁にあったように、市内の方が入れるということだけなんですけれども、イメージとしては、やっぱり地域に開かれたようなイメージを高浜市としては、今までの社会福祉法人は手がけてきたというふうに認識をしております。そういったところも、ぜひ新たなところに関してもつなげていっていただきたいということで、その辺のところは、その新しい事業者はどのように考えになって応募されてきたのかということが分かればお願いしたいと思います。

それと、もう一点、主要・新規の5番目ですかね、若年がん患者在宅療養支援事業補助金、これについてですけれども、これ当初予算ではなくて6月補正で計上した理由、これをお伺いしたいと思います。ほかの市ではもう既に始まっているところもあるわけですよね。特に若年のがん患者という方は進行も多分早いと思いますので、より一層早い、やるなら早くやらないと意味がないのかなという気がするものですから、それもお聞かせいただきたいと思います。

○議長(杉浦康憲) 介護障がいグループ。

○介護障がいG(都築真哉) 株式会社が今回応募したということでございます。これは今、全国的に見ましても、認知症グループホームの経営主体というのは、厚労省の29年の調査での結果でも営利法人が、例えば株式会社、有限会社といったところが半数を超えているような状況で、近隣の安城、碧南でも株式会社の運営というのは増えてきておるような現状でございまして、我々が特に意図して株式会社を誘致しているというようなことではございませんので、株式会社というところが経営上どうなんだという御心配の意図があっての御質問かなと思いますが、現状そういった形で、経営主体の法人格がどうだということでサービスの質が不安ということでは思っておりません。

ちなみに、この新たな事業を開始する法人につきましては、法人の代表の方は介護の事業で10 年弱の御経験がありますのと、製造業ではございますが、会社経営の経験もお持ちであるという ふうには聞いておるところでございます。

それから、地域に開かれたということで、北川議員おっしゃられたとおり、社会福祉協議会の 例えばグループホームあっぽのほうは地域に開放した施設ということで、コロナが挟んでいます けれども、コロナの前には地域に開放した施設ということでやってきております。立地が向山町 四丁目ということで、少し住宅街から離れた静かな地域になりますので、地域の方との交流とい うのがなかなか難しいのかなとも思わなくもないわけですが、この地域密着型サービスという意 味合いでいくと、運営推進会議という会の開催が求められておりまして、これには地域の方にも 御参加をお願いさせていただくことになりますので、そういったところをきっかけに地域ともし っかりつながっていただけるといいかなと。これには保険者として市のほうも出席をしていきま すので、そういった中で御助言をさせていただいたりということもしていきたいと思います。

○議長(杉浦康憲) ほかに。

健康推進グループ。

○健康推進G(中川幸紀) それでは、主要・新規事業のナンバー5、若年がん患者在宅療養支 援事業補助金につきまして、こちらは介護保険の被保険者ではない40歳未満の在宅で終末期を迎 えるがん患者が、介護保険と同等のサービス、訪問介護や訪問入浴介護などの在宅サービスの利 用や、福祉用具の貸与や購入に係る費用につきまして、患者やその家族の経済的負担を軽減する 目的で、愛知県が若年がん患者在宅療養支援事業費補助金交付要綱を制定し、本年4月1日から 施行されております。

このことによって、県内では在宅サービス等に係る利用料の補助をする市町村を対象に、市町 村が補助した額の2分の1が補助されることとなったことから、本市におきましても若年がん患 者を支援するため、今回の補正予算をお願いするものとなります。

なお、本事業の運営に当たりましては、本年4月1日以降に利用したサービスに対して補助を 交付してまいります。

あと、近隣市、他市での状況につきましては、碧南市をはじめ、刈谷、安城、知立市さんも本 市と同様に6月補正をお願いをして、本市と同様に運用していくと伺っております。

○議長(杉浦康憲) ほかに。

「発言する者なし」

○議長(杉浦康憲) 質疑もないようですので、これをもって議案第47号の質疑を終結いたしま す。

議案第47号については、会議規則第36条第1項の規定により、議案付託表のとおり各常任委員 会に付託いたします。

○議長(杉浦康憲) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

常任委員会の開催により6月17日から6月26日までを休会としたいと思いますが、これに御異 議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦康憲) 御異議なしと認めます。よって、6月17日から6月26日までを休会とする ことに決定いたしました。

再開は、6月27日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前10時41分散会
